

国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項及び第四項、第四条第一項及び第四項、第五条第一項並びに第六条第一項及び第三項の規定に基づき、並びに同法及び国土交通省の所管する関係法令を実施するため、国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則を次のようく定める。

（趣旨）

第一条 土地交通省の所管する法令に係る手続等を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条から第九条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めのある場合を除き、この省令の定めるところによる。

2 土地交通省の所管する法令に係る手続等（法第六条から第九条までの規定の適用を受けるもののを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合には、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めのある場合を除き、この省令の定めるところによる。

2 この省令で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電子署名：電磁的記録に記録することができることの要件について行われる措置であって、次イ当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

ロ 当該情報について改変が行われていないこと。

口 当該情報を確認することができるものであること。

二 電子証明書：申請等を行う者又は行政機関（申請等に係る電子情報処理組織）が認めた電子署名を行ったものであることを証明するためて作成する電磁的記録をいう。

三 前二号に規定するもののほか、国土交通大臣が告示で定める電子証明書

二 電子証明書 申請等を行う者又は行政機関等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するためて作成する電磁的記録をいう。

（申請等に係る電子情報処理組織）

第三条 法第六条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、申請等が行われるべき行政機関等の使用に係る電子計算機と申請等を用いる者の使用に係る電子計算機であつて国土交通大臣が告示で定める技術の基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による申請等）

第四条 法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、當該申請等を書面等により行うときに提出すべきこととされている書面等（次項に規定する書面等を除く。）に記載すべきこととされている事項その他の當該申請等が行われるべき行政機関等が定める事項を、前条の申請等をする者が使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、国土交通过大臣が告示で定めるところにより、當該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載され若しくは電子磁的記録に記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を前項の電子計算機から入力しなければならない。

3 申請等が行われるべき行政機関等が指定する事項により電子署名を行うこととされているところにより電子署名を行ふこととされている申請等を行う者は、前二項の規定により入力された事項についての情報に電子署名を行い、その情報を送信しなければならない。

4 法令の規定により添付すべきこととされる情報を該当電子署名に係る電子証明書であつて次の各号のいずれかに該当するものとともに送信しなければならない。

一 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五条）第十二条の二第一項及び第三項（これら二の規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

二 電子署名等に係る地方公共団体情報システムの認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十号）第三条第一項に規定する主務省令で定める方法は、前条第一項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）

第六条 法第六条第一項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

4 申請等が行われるべき行政機関等が指定するところにより識別番号及び暗証番号を用いることとされている申請等を行う者は、事前に入手した識別番号及び暗証番号を第一項の電子計算機から入力しなければならない。

（申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると当該申請等が行われるべき行政機関等が認める場合）

二 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると当該申請等が

（処分通知等に係る電子情報処理組織）

七条 法第七条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて国土交通大臣が告示で定める技術的基準に適合するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

八条 行政機関等が、法第七条第一項の規定により処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに従うこととされている様式に記載すべき事項を前条の行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し電子署名を行い、その情報を当該電子署名に係る電子証明書であつて国土交通大臣が告示で定めるものとともに前条の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録できる状態に置かなければならぬ。

九条 法第七条第一項に規定する主務省令で定める方式は、次に掲げるいずれかの方式とする。

一 第七条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力

二 第七条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力並びに生体認証符号等の使用

三 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の行政機關等が定めるところにより行う届出

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行なうことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

第十一条 法第七条第五項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると行政機関等が認める場合
- 二 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると行政機関等が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

第十二条 行政機関等が、法第八条第一項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行う場合においては、当該事項をインターネットを利用して表示する方法、行政機関等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録された事項を記載した書類を備え置く方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第十三条 行政機関等が、法第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行う場合においては、当該事項を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイアルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法)により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもつて調製する方法により作成等を行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第十四条 法第六条第四項に規定する主務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 申請等が行われるべき行政機関等が指定するところにより、第四条第一項の規定により入力された事項についての情報に電子署名を行い、その情報を当該電子署名に係る電子証明書であつて同条第三項各号のいずれかに該当するものとともに送信する措置
- 二 識別番号及び暗証番号を第四条第一項の電子計算機から入力する措置(同条第四項の規定が適用される場合に限る。)
- 三 識別番号及び暗証番号を第四条第一項の電子計算機から入力し、並びに同項の電子計算機において設定した生体認証符号等を使用する措置(同条第五項の規定が適用される場合に限る。)
- 四 前各号に掲げるもののほか、行政機関等が定める措置

第一 条 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

附 則 (平成二十六年三月三一日国土交通省令第三四号)

第一条 この省令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成二十八年四月二八日国土交通省令第五八号)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成二十七年一二月九日国土交通省令第八二号)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条、第八条、第十七条、第二十四条及び第二十五条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成二十八年一月一日)から施行する。

附 則 (令和元年一二月一六日国土交通省令第四七号)

第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。

附 則 (令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号)

第一条 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

(施行期日)

第二 法第七条第四項に規定する主務省令で定める措置は、第八条第一項の規定により入力された事項についての情報に電子署名を行い、その情報を当該電子署名に係る電子証明書であつて同項に規定するものとともに処分通知等を受ける者がその使用に係る電子計算機に備えられたフアイルに記録できる状態に置く措置とする。

第三 法第九条第三項に規定する主務省令で定める措置は、第十二条の規定により作成等が行われた情報に電子署名を行い、その情報に当該電子署名に係る電子証明書であつて第八条第一項に規定するものを添付する措置とする。

第一 条 この省令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成二十六年三月三一日国土交通省令第三四号)

第一条 この省令の施行前にしたこの省令による改正前の省令の規定による処分、手続、その他の行為は、この省令による改正後の省令(以下「新令」という。)の規定の適用については、新令の相当規定によつてしたものとみなす。

附 則 (平成二十七年一二月九日国土交通省令第八二号)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成二十八年四月二八日国土交通省令第五八号)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成二十七年一二月九日国土交通省令第四七号)

第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。